

国道43号等の沿道環境改善に向けて

国土交通省 近畿地方整備局
阪神高速道路株式会社

目次

I. 主な経緯	2
II. 国道43号等の沿道環境改善に向けた取組	4
1. 道路構造対策（6車線化、環境防災緑地）	6
2. 施設・構造物対策（遮音壁、低騒音舗装、歩道の美装化）	7
3. 交通流対策	8
4. 特殊車両の指導・取締り	11
5. 大気の常時監視	12
6. 啓発活動（交通需要軽減キャンペーン）	13
III. 国道43号のバリアフリー化（エレベーターの設置等）	14

I. 主な経緯

【主な経緯】

昭和38年	国道43号の兵庫県内が供用開始
昭和45年	阪神高速神戸西宮線の供用開始
昭和56年	阪神高速大阪西宮線の供用開始
昭和57年	沿道整備道路に指定される
昭和63年	尼崎道路公害訴訟提起
平成7年	阪神淡路大震災
平成12年	尼崎道路公害訴訟和解成立
平成13年	環境ロードプライシング開始
平成15年	尼崎道路公害訴訟あっせん成立
平成24年	国道43号通行ルール（兵庫県域）運用 東本町西歩道橋エレベーター設置完了
平成25年	尼崎道路公害訴訟和解条項履行に係る意見交換終結合意
平成26年	五合橋歩道橋エレベーター設置完了
平成27年	出屋敷歩道橋エレベーター設置完了

I. 主な経緯（和解条項履行に係る意見交換最終合意書）

尼崎道路公害訴訟・和解条項履行に係る意見交換最終合意書

尼崎道路公害訴訟原告団（同患者会）と国土交通省近畿地方整備局及び阪神高速道路株式会社（以下「三者」という。）は、平成12年12月8日付大阪高等裁判所和解条項（1項の（3）、（4）、3項）並びに平成15年6月26日付公害等調整委員会のあっせん合意事項（2項の（1）、（2）、（3））（以下「和解条項等」という。）に基づき、平成13年8月1日から今回まで47回にわたり「尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会」（以下「連絡会」という。）を開催し、道路管理者が行う尼崎地域の沿道環境の改善に向けた施策に関し意見交換を行ってきた。

これらの連絡会での意見交換を踏まえ、これまでに、平成13年11月の試行以来対象車両の拡充など図ってきた環境ロードプライシング、大型車の交通規制に代わる取組として国道43号通行ルールの導入、エレベーターの設置等による歩道空間のバリアフリー化などの施策を実施し、これらの施策が国道43号及び阪神高速道路3号神戸線の大型車交通量の低減や大気汚染環境改善等に一定の成果が得られ有効な施策であったことから、国土交通省近畿地方整備局及び阪神高速道路株式会社は引き続き以下1から3に掲げる施策を実施するとともに、これまでの連絡会の経緯を踏まえ沿道環境改善施策を進めることとし、連絡会においては、三者による協調的な関係に基づく意見交換を行うこととする。

以上、これらをもって、三者は和解条項等の履行に係る意見交換を終結することに合意する。

なお、尼崎道路公害訴訟原告団（同患者会）から、今後、履行を求めるものではないが、国道43号及び阪神高速道路3号神戸線の大型車走行量をさらに削減させるための将来検討すべき課題として、①阪神高速道路5号湾岸線の割引率（3割）を上げること並びに対象車両の拡充②阪神高速道路3号神戸線の値上げ③国道43号における「ナンバー規制と車線規制」があるとの意見が表明された。

1 環境ロードプライシングについて

阪神高速道路3号神戸線と5号湾岸線における料金に格差を設け3号神戸線及び国道43号から5号湾岸線への交通の転換を図る環境ロードプライシングを引き続き実施する。

2 国道43号の通行ルールについて

大型車に中央寄り車線の走行を促す「環境レーン」を中心とする「国道43号通行ルール」の定着に向け、尼崎をはじめとする地域にて次の施策を引き続き実施する。

- ① 横断幕、路側看板及び道路中央立て看板の設置・維持管理、道路情報板（電光式）への掲示
- ② 湾岸線への迂回促進のための大気汚染情報（NO2濃度）のHPでの公開
- ③ 関係機関との協力による違反車両の取締

3 国道43号の歩道空間バリアフリー化について

国道43号の歩道空間バリアフリー化（エレベーターの設置等）を進め、当面五合橋交差点及び出屋敷交差点のエレベーター設置工事を速やかに完了し、東本町交差点も合わせ維持管理を実施する。

平成25年6月13日

尼崎道路公害訴訟原告団

団長 松 光子 


尼崎道路公害訴訟弁護団

団長 戸 尾 英 夫 


弁護士 羽 柴 修 

国土交通省近畿地方整備局

道路部 路政課長


因 田 匡 貞 

道路部 計画調整課長

板 垣 勝 則 

阪神高速道路株式会社

環境景観室 道路環境・景観課長

溝 辺 修 治 

Ⅱ. 国道43号等の沿道環境改善に向けた取組概要

1. 道路構造対策

10車線→6車線、環境施設帯（植栽帯、環境防災緑地）

2. 施設・構造物対策

遮音壁整備、低騒音舗装、高架裏面吸音板、歩道の美装化

3. 交通流対策

環境ロードプライシング、国道43号通行ルール

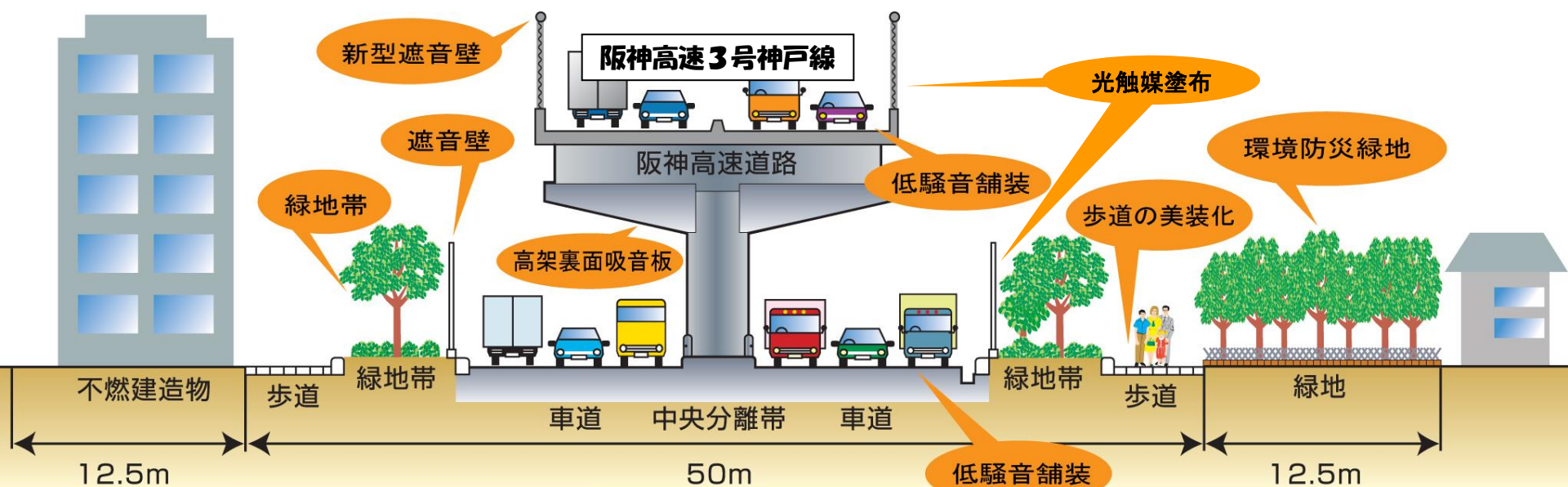
4. 指導取り締まり

特殊車両取締り等（尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン）
自動計測装置

5. 広報対策

交通需要軽減キャンペーン、メール配信、
大気情報の提供（えんどうまめくん、リアルタイム表示盤、
年間確定値の公表）

Ⅱ. 国道43号等の沿道環境改善に向けた取組概要



国道43号

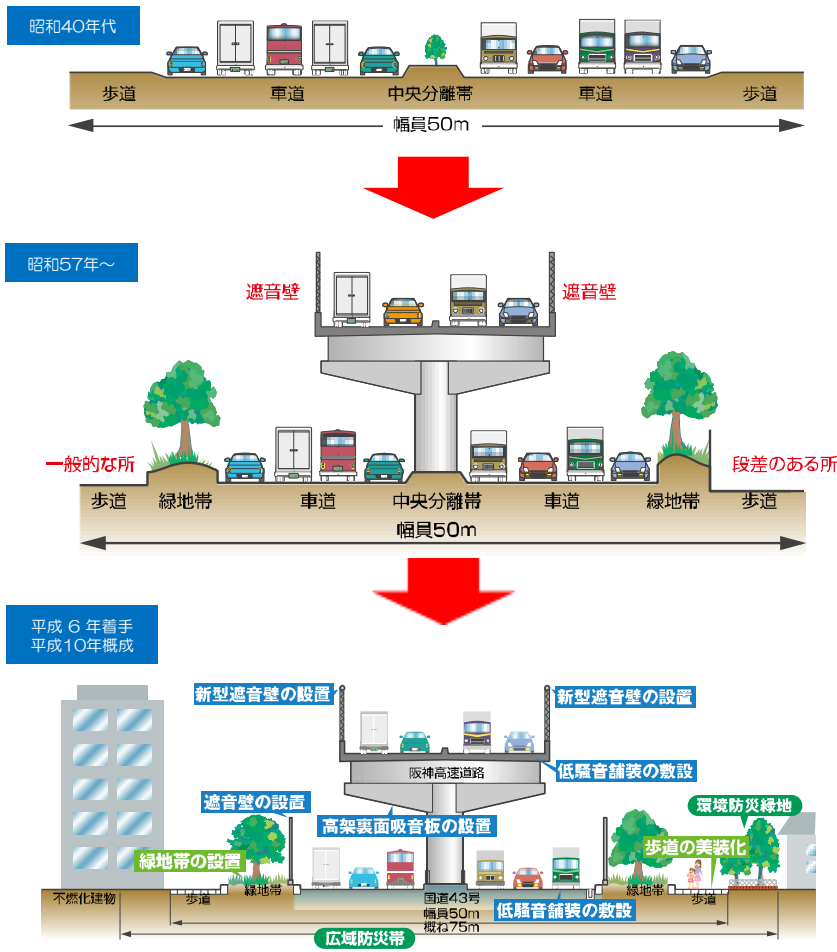
環境常時観測局の設置

特殊車両取締基地の設置
(兵庫県)

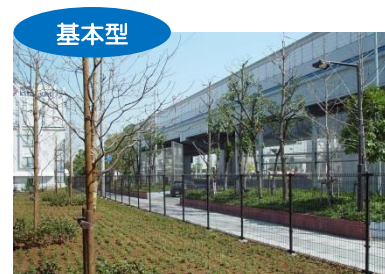
土壤大気浄化施設の設置
(兵庫県)

Ⅱ-1. 道路構造対策（6車線化、環境防災緑地）

昭和38年の供用開始当初は10車線（片側5車線）でしたが、阪神高速3号神戸線の供用に伴い昭和57年3月に8車線へ削減。阪神高速5号湾岸線の供用に伴う交通量の減少により、平成6年12月に6車線化へ着手（平成10年完成）。生み出された空間には緑地帯、遮音壁を設置するとともに更なる道路環境改善と防災機能向上の為に環境防災緑地を整備しています。



～緑地帯・歩道空間の整備～



植栽を中心とした緑地帯の整備



沿道各市と管理協定を結び、公園や遊歩道として整備

（上段：箇所数、下段：面積(m²））

環境防災緑地整備状況（H26末）

表中の（ ）は利用型

神戸市		芦屋市	西宮市	尼崎市
灘区	東灘区			
30(13)	55(14)	26(11)	69(4)	63(0)
約5,100m ²	約14,200m ²	約7,800m ²	約27,800m ²	約21,100m ²

Ⅱ-2. 施設・構造物対策（遮音壁、歩道の美装化）

騒音低減が目的の遮音壁（路面からの高さ5m）を緑地帯内に設置。沿道の方々との調整を踏まえ、遮音壁のタイプを決定しています。

阪神高速の桁下に吸音板を設置することで、高架下の国道43号からの騒音を低減します。空隙のある舗装により空気の逃げ道ができる低騒音舗装を全線で実施しています。



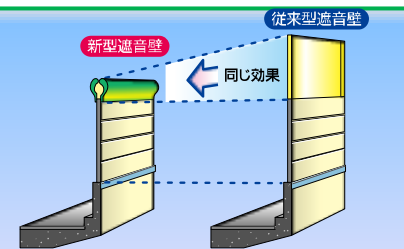
吸音板



吸音板+透光版



透光版



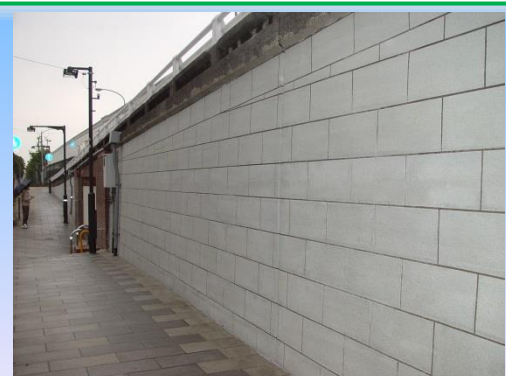
新型遮音壁



裏面吸音板



低騒音舗装



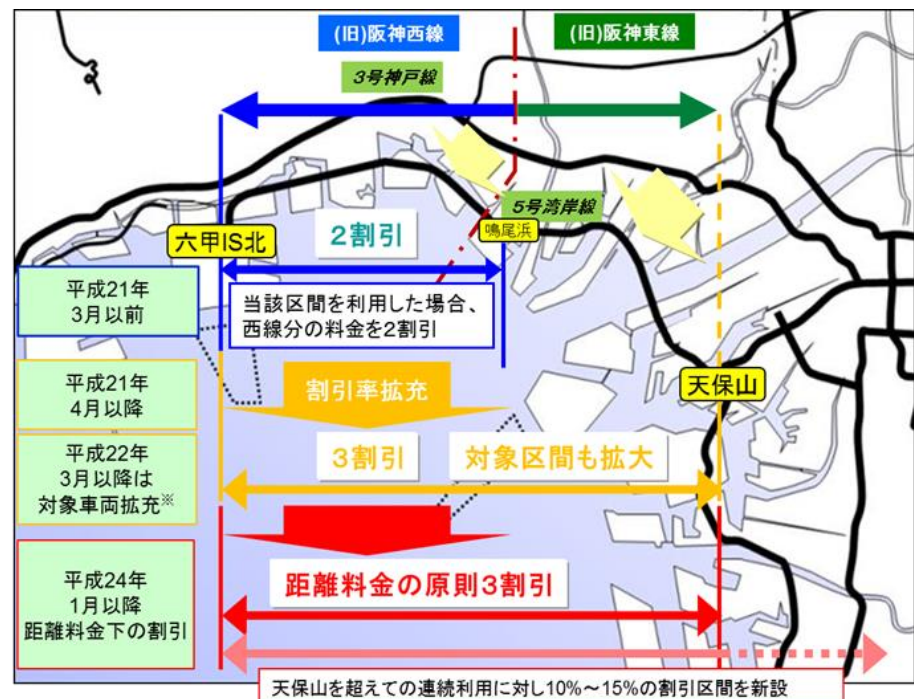
歩道の美装化

Ⅱ-3. 交通流対策（環境ロードプライシング）

- 国道43号、阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のため、阪神高速5号湾岸線の貨物車等の料金を割り引く「環境ロードプライシング」を平成13年11月から試行開始しました。
- 以降、対象区間や対象車両など段階的に制度を拡充し、阪神高速5号湾岸線の大型車分担率は増加傾向になっています。

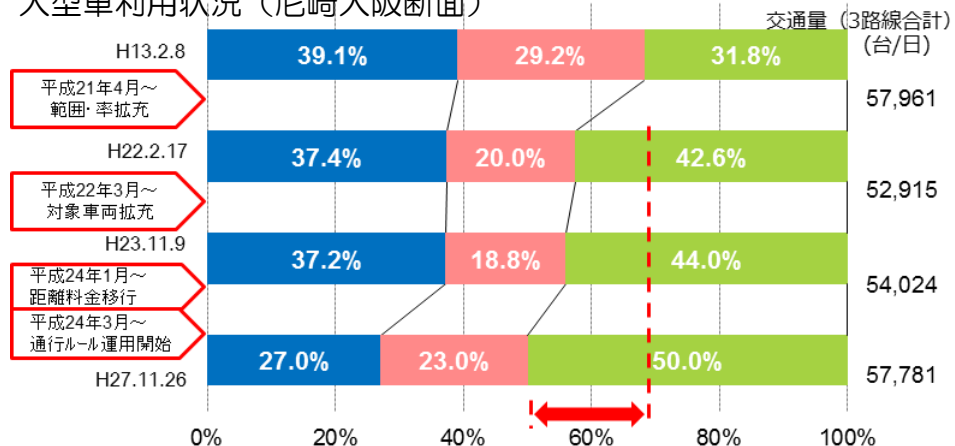


パンフレット



※距離料金の3割引が、従前の割引後料金を上回る場合は、従前の料金に据置き。

大型車利用状況（尼崎大阪断面）



H13.2.8に比べ湾岸線の分担率が18.2ポイント増加

■国道43号 ■3号神戸線 ■5号湾岸線

Ⅱ-3. 交通流対策（国道43号通行ルール(兵庫県域)）

- 全国で初めて歩道寄りの車線を「環境レーン」として、大型車に中央寄り車線（第2～3レーン）の通行を促す「**国道43号通行ルール**（兵庫県域）」の運用を開始しました。（平成24年3月運用開始）
- 大型車ドライバーに啓発する為、パンフレットの配布や現地標示物（路面標示、看板、横断幕）を設置し広報を行っています。

大型車は**中央寄り車線**の通行をお願いします



「**国道43号通行ルール**（兵庫県域）」にご協力をお願いします

歩道寄りの車線は **沿道環境に配慮する車線**【環境レーン】です。
対象車種 大型車（中央寄りの通行をお願いします）
対象区間 国道43号兵庫県域（尼崎市～神戸市灘区岩屋交差点）

国道43号の尼崎市域では未だ他地域に比べ大気汚染濃度（NO₂）が高くなっており、更なる取り組みが必要です。沿道環境を改善するための「国道43号通行ルール（兵庫県域）」に、ぜひみなさまのご理解、ご協力をお願いします。

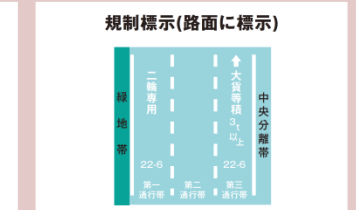
国土交通省、兵庫県、兵庫県警、阪神高速道路(株)

パンフレット

環境にやさしい運転をお願いします。 国道43号通行ルール(兵庫県域)

法・条例による規制を守りましょう

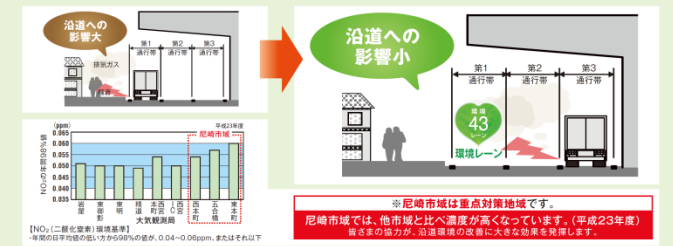
大型貨物自動車等は、第3通行帯を通行しなくてはなりません。
夜間通行帯規制 22時～翌6時
 ※大型貨物自動車等とは、大型貨物自動車・大型特殊自動車・最大積載量3t以上の普通貨物自動車
夜間 22～翌6時
 現地では、下記の規制標識・規制標示により実施しています。



沿道環境に配慮した走行をお願いします

大型車は中央寄り車線の通行を!

昼間 6～22時
 車両が中央寄りの通行帯に移動した場合、距離減速により騒音・大気汚染濃度が低減されます。大型車は沿道環境の改善のために中央寄りの車線の通行をお願いします。



規制対象となる自動車は、国道43号を含む規制対象地域内を運行できません。 **ディーゼル自動車等運行規制(兵庫県条例)**
 詳しくは、兵庫県HP (http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel_index.htm) をご覧ください。



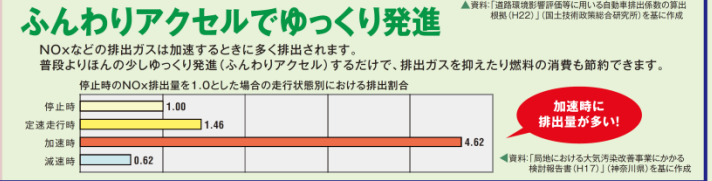
【凡例】
 規制対象地域 (この地域内の道路では通行規制が適用されます)
 規制対象外地域 (この地域内の道路では通行規制が適用されません)
 規制対象外路線 (この道路では通行規制が適用されません)
規制対象自動車
 車両総重量5t以上の自動車(バスについては定員30人以上)で自動車NOx-PM法の排出基準に適合しない自動車のうち、条例に定める監視期間を経過した自動車

阪神高速5号湾岸線のご利用を!
 国道43号の尼崎市域などでは、混雑により旅行速度⁽¹⁾が20km/h以下に低下する時間帯があります。国道43号の排出ガスの量を少なくするため、阪神高速5号湾岸線のご利用をお願いします。



黒煙を多量に発散する整備不良車⁽¹⁾、不正軽油使用車⁽²⁾、過積載⁽³⁾、許可のない特殊車両⁽⁴⁾は公道を通行することはできません。

- 上記の車は、次の法令等により公道を通行できません
- ※1 道路運送車両の保安基準 第31条 (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガスの発散防止装置)
 - ※2 道路運送車両の保安基準 第1条 2 (燃料の規格)
 - ※3 道路交通法 第57条 (乗車又は積載の制限等)
 - ※4 車両制限令 第12条 (特殊車両の特例)



Ⅱ-3. 交通流対策（国道43号通行ルール、湾岸線利用促進等の啓発）

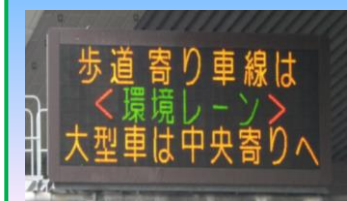
交通流対策である「国道43号通行ルール（兵庫県域）」や「環境ロードプライシング」について、横断幕、看板、路面標示等で積極的に啓発しています。



路側看板
24箇所



中央側看板
31箇所



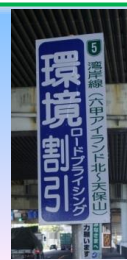
道路情報板
7箇所



路面標示
24箇所



横断幕
87箇所



中央側
立て看板
122箇所

Ⅱ-4. 特殊車両の指導・取締り

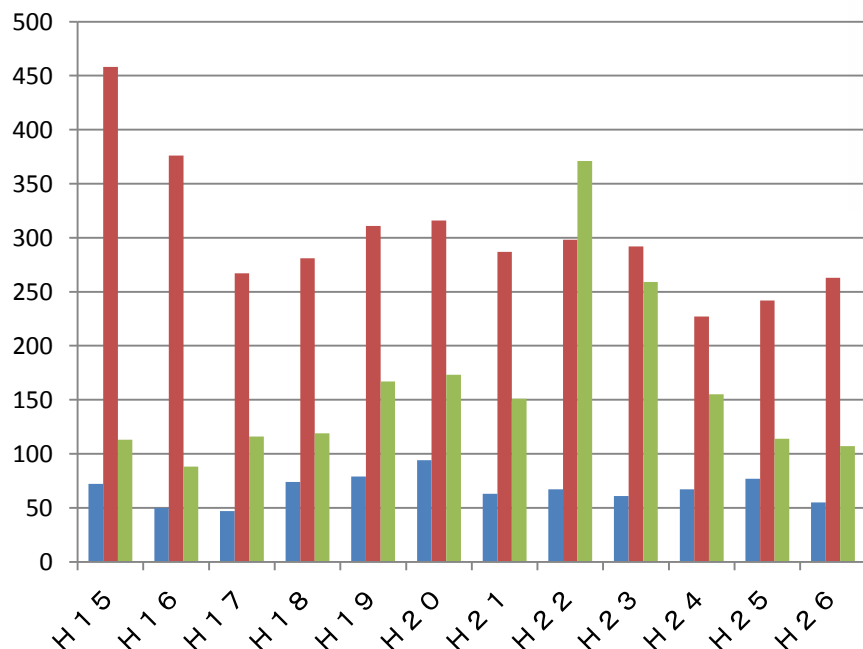
- 国道43号では道路の保全と環境改善のため、特殊車両通行許可違反の指導取締りを実施しています。このうち尼崎市西向島基地では、原則として毎月1～2回、近畿運輸局、兵庫県警察、兵庫県と連携して「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」を平成12年度より実施しています。

あわせて、5箇所の特殊車両自動取締り装置を設置し、平成15年度には、尼崎市西本町（上下線）の自動取締り装置において、路肩走行や車線を跨いで走行する車両についても補完出来るよう、改良を行いました。

- 阪神高速道路3号神戸線では、昭和51年度から車両制限令違反車両指導取締りを、原則として平日午前午後各2回/日、夜間12回/月、早朝1回/月実施しており、一部は兵庫県警との合同取締りを実施しています。

(単位：件)

指導・警告件数



西向島基地



自動取締装置

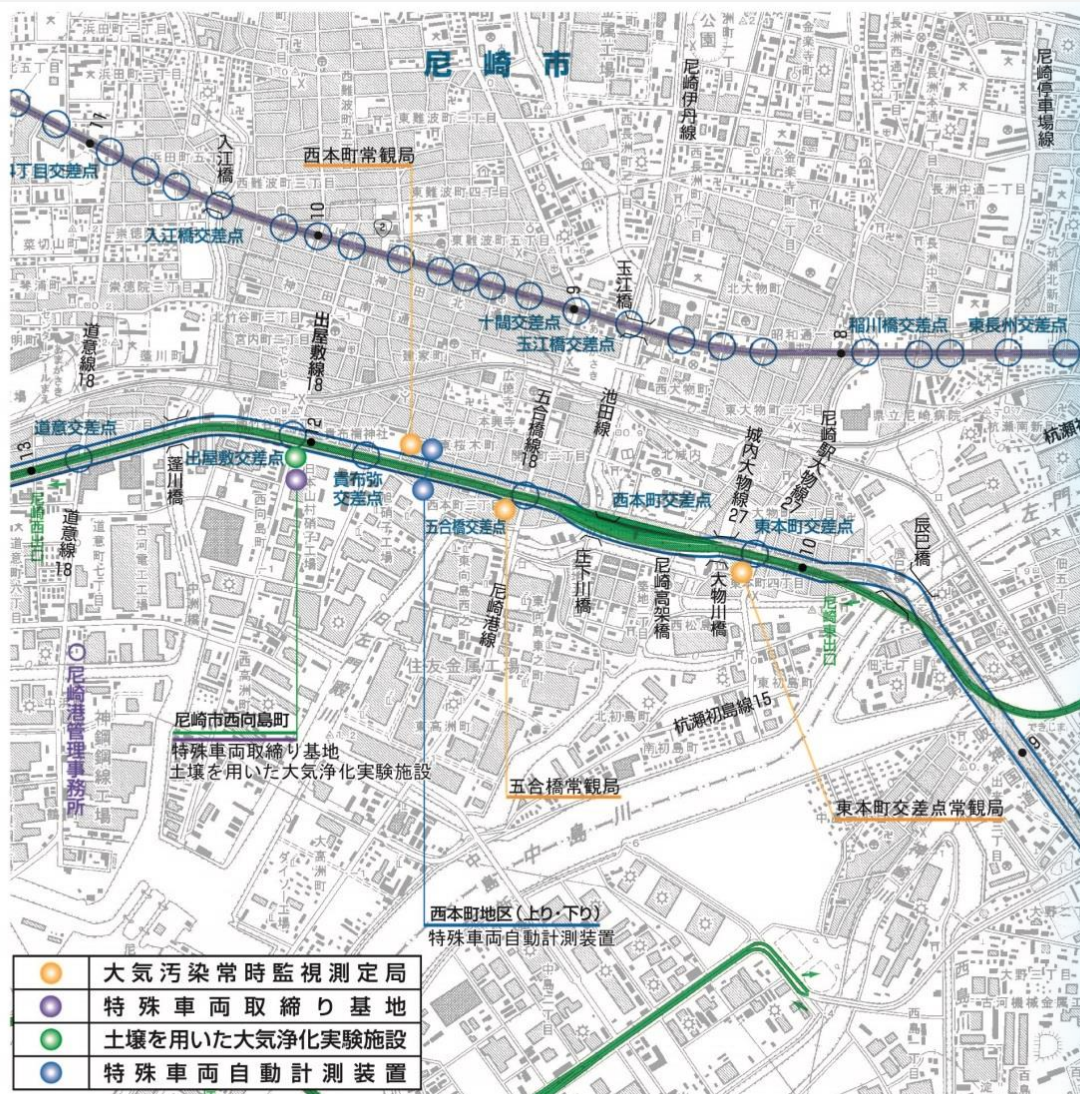
- ①43号西向島基地
- ②阪神高速神戸線
- ③43号自動取締



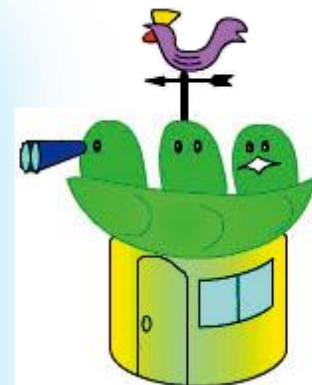
阪神高速神戸線

II-5. 大気の常時監視

国土交通省が設置した、大気常時観測局のデータは、ホームページ上の「えんどうまめくん」にて日々速報値を公表しています。また国道43号では、各常観局に「リアルタイム表示盤」を設置しています。



常時監視測定局



えんどう(沿道)まめくん
大気の詳細はこちら

<http://road.kkr.mlit.go.jp/kankyoku/>



リアルタイム表示盤

Ⅱ-6. 啓発活動（交通需要軽減キャンペーン）

- 国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のために、阪神高速5号湾岸線等へ迂回を促す啓発活動として、「交通需要軽減キャンペーン」を平成12年度（平成13年2月）から実施しています。
- 毎年2月を強化月間とした本キャンペーンは、平成27年度で17回目を迎えています。

【実施機関】

- ・国土交通省 近畿地方整備局
- ・国土交通省 近畿運輸局
- ・阪神高速道路(株)
- ・兵庫県警察

【取組内容】

（1）広報媒体の活用

- ①道路情報板及び交通情報板
- ②垂れ幕・横断幕
- ③国道事務所道路情報テレホンサービス
- ④ミニFM放送局（兵庫県警察）
- ⑤道路情報ラジオ（阪神高速(株)）
- ⑥道路情報ラジオ（兵庫県警察）
- ⑦ホームページ掲載

（2）トラック協会・商工会議所等へ協力依頼要請

（3）チラシ配布（約1万部）

等

平成28年 2月1日～29日
第17回交通需要軽減キャンペーン
 国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のために
5湾岸線を利用しましょう。
 交通量が多く、市街地を通る国道43号・阪神高速3号神戸線から、
 快適に走れる5号湾岸線の利用にご協力ください。

不要な荷物はおろしましょう
 運ぶ必要のない荷物は重から下ろしましょう。車の駆動係、乗物の重量に大きく影響されます。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

ふんわりアクセル「eスタート」でやさしく発進
 穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。車の駆動係、乗物の重量に大きく影響されます。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

早めにアクセルを離そう
 停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、20%程度燃費が向上します。減速時や坂道を下るときは、エンジンブレーキを活用しましょう。

タイヤの空気圧をこまめにチェック
 タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が不足すると燃費が悪化します。

自分の燃費を把握しよう
 自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日本の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

環境ロードプライシング
 5号湾岸線を利用するETC無利用の大形車・普通車の一部は、ETC無利用により、大形車と普通車の一部の料金がおトクになります。

30%割引（昼間） 10%または15%割引（夜間）

早めにライトを点灯しよう！ シートベルトは全席着用！

第17回交通需要軽減キャンペーン実施機関
 国土交通省近畿地方整備局 近畿運輸局 阪神高速道路(株) 兵庫県警察

環境に配慮した走行をお願いします
 車は中央寄りの車線を通行を！（昼間6時～22時）
 夜間の場合は右側車線に配慮する車線（環境レーン）です。

規制対象となる自動車は、国道43号を含む規制対象地域内を通行できません。
 ・黒煙を多量に発散する整備不良車、不正軽油使用車、過積載、許可のない特殊車両は公道を通行することができません。

・阪神高速5号湾岸線のご利用を！
 ・ふんわりアクセルでゆっくり発進

出発前に確認を！
 43号線大気情報 <http://k33.kaiwa.net>

詳しくは43号線通行ルールHP (<http://www.k33-net.tgo.jp/hyogo/00/education/433a/433a.html>) をご覧ください。 ※「43号線通行ルール」で検索されると便利です。

啓発チラシ

Ⅲ. 国道43号のバリアフリー化（エレベーターの設置等）

○歩道橋へのエレベーターの設置

阪神電鉄駅周辺のバリアフリー化を図る為に、国道43号東本町交差点（H24.7設置完了）、五合橋交差点（H26.10設置完了）、出屋敷交差点（H27.3設置完了）の3箇所において、横断歩道橋へのエレベーターの設置を順次行いました。



このエレベーターは、
尼崎公害訴訟（尼崎有害物質排出規制等請求事件）の
大阪高裁和解（平成12年12月8日）において、
国道43号の歩道空間のバリアフリー化
（エレベーター設置等）の検討が合意された
ことをふまえ、設置されたものです。



東本町西歩道橋



東本町西歩道橋



五合橋歩道橋



平成27年3月 出屋敷歩道橋の渡り初め

参考 大型車交通量と大気観測値の推移

関係者の協力のもと様々な取組を行った結果、国道43号の交通量は概ね減少傾向となっています。又、沿道のNO₂は、近年では環境基準である0.04ppm~0.06ppmのゾーン内にあり、減少傾向にあります。

